

令和7年第4回広尾町議会定例会 第1号

令和7年12月2日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 8 議案第80号 広尾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 9 議案第81号 広尾町名誉町民条例の一部改正について
- 10 議案第82号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 11 議案第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 12 議案第84号 広尾町職員給与条例の一部改正について
- 13 議案第85号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 14 議案第86号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 15 議案第87号 広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部改正について
- 16 議案第88号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 17 議案第89号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 18 議案第90号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 19 議案第91号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 20 議案第92号 広尾町まちづくり推進総合計画の変更について

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 斎藤 弘樹 | 2番 尾矢 利昭 |
| 3番 大庭 克彦 | 4番 雄谷 幸裕 |
| 5番 山岸 謙一 | 6番 松田 健司 |

7番 志村 國昭
9番 萬亀山 ちず子
12番 山谷 照夫

8番 浜野 隆
10番 前崎 茂
13番 堀田 成郎

○欠席議員（1名）

11番 渡辺 富久馬

○出席説明員

町	長	田	中	靖	章
副	町	及	川	隆	之
会	計	沖	田	一	美
兼	出	沖	田	一	美
総	務	山	崎	勝	彦
総	務	保	坂	一	也
併	総	西	内		努
併	総	木	村	正	樹
併	総	坂	田	邦	昭
併	総	北	山		誠
企	画	鎌	田		慎
企	画	木	下	慶	太
住	民	柏	崎	弥	香
兼	住	三	浦	直	子
保	健	山	畑	裕	貴
保	健	宝	泉		大
兼	老	山	畑	裕	貴
兼	地	山	畑	裕	貴
兼	健	宝	泉		大
健	康	三	浦	直	子
保	健	浜	頭		力
兼	子	浜	頭		力
認	定	船	田	光	恵
豊	似	小	村	和	徳
特	別	金	石	輝	義
兼	養	金	石	輝	義
農	林	寺	井		真
兼	町	寺	井		真

水産商工観光課長	室	谷	直	宏
水産商工観光課長補佐	山	田	雅	樹
建設水道課長	楠	本	直	美
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	楠	本	直	美
港湾課長	安	岡	伸	弘
港湾課長補佐	須	田	圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	渡	辺	將	人
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
兼学校給食センター所長	三	浦	弘	樹
社 会 教 育 課 長	村	中	晃	央
兼 図 書 館 長	村	中	晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村	中	晃	央

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	☒	田	・	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴	木	孝	俊
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈農業委員会〉

会 長	大	森	康	雄
事 務 局 長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
---------	---	---	---	---

事務局次長 佐藤直美
総務係主事補 別所龍月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和7年第4回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、斎藤弘樹議員、6番、松田健司議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
議員の出欠ではありますが、11番、渡辺富久馬議員より欠席の届出があります。
11月26日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
次に、本定例会に町長から承認1件、議案21件を受理しております。また、議会から意見書案1件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和7年8月から10月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。
一般質問は、5人の議員から通告があり、12月3日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日2日から12月5日までの4日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日2日から5日までの4日間にしたいと思います。
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日2日から12月5日までの4日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書24ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、浜野隆議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（浜野） 総務常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和7年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況であります。①、開催日は、令和7年10月28日火曜日であります。

②以下については、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2、調査の内容。

移住・定住についてであります。

栗山町（人口9月末現在1万530人）が移住を促進する背景には、活力ある町を維持、発展させていくために、「若者・子育て世代」から「住みたいまち」「住み続けたいまち」として選ばれる取組が必要でありました。

町を持続的に発展させるために、町民の愛着度醸成を促進しながら、町内外に栗山の魅力を効果的・継続的に発信することにより、栗山に「住みたい、住み続けたい」と思うブランドイメージの定着化を図る「くりやま若者シティプロモーション戦略プラン」を策定したところであります。

平成29年に開設した「栗山町移住促進WEBサイト」では、移住者のインタビューや子育て・教育情報、クリエイターの支援等の情報を提供しています。若者が回遊するにぎわいのあるまちづくりとして、既に札幌市等で事業展開をしているクリエイターを商店街の空き店舗に誘致し、対面販売を行うことで、町のにぎわい創出や交流人口の拡大が図られ、クリエイターの定着と定住が図られております。

①として、移住促進事業。

1)、暮らし体験事業として、①として、くりやま暮らし体験事業であります。

条件としては、栗山に移住及び2地域居住を検討していること、また、アンケート調査、パンフレットやウェブサイトに写真掲載の協力が可能なこと、また、1週間から1か月までの定住であること、それと町内での体験プログラムに参加することです。特典としては、町内で使えるギフトカード5,000円のプレゼント、町内温泉施設の100円引きの入浴券プレゼントであります。

②の若者・子育て世代暮らし体験モニターであります。条件としては、40歳未満か中学生以下の子どもと同居していること、また、3泊4日以上であることが条件です。特典としては、道外からの参加者に最大3万円の交通費助成があることです。

③の栗山の暮らしを知るセミオーダーツアーであります、条件は3泊4日以上の日程であること。特典としては、体験プログラムや行程メニューを自分で選択できることであります。

2)の移住支援としては、①の栗山町UIターン等促進奨励金返済助成であります。大学を卒業し、町内の事業所に正規雇用した方に、奨学金を3年間助成であります。

②の栗山町UIターン移住支援金であります。東京23区内に勤務または居住する世帯が移住し就職した場合に、最大100万円の助成があることです。

③として、空き家バンク及び空き家バンク利活用促進事業であります、空き家バンクに登録する方に対して、残物処理費並びにリフォーム費用の一部助成があることです。

④の若者移住促進事業であります、転入日において、住宅を取得した方で40歳未満または中学生以下の子と同居している方の新築住宅購入に最大120万円の助成、中古住宅、リフォームの場合は最大30万円とのことであります。移住施策利用により転入を把握できた移住者数は、年平均15組から20組で、平成29年度から令和6年度までは287人であります。

次に、主な質疑であります、空き家バンクの昨年度の利用件数と売買件数に対してはの答えとして、登録件数、空き家18件、空き地2件、売買件数、空き家13件、空き地4件であります。

次に、「くりやま暮らし体験」の利用者の推移と暮らし体験から空き家バンクにつながっている件数に対しては、くりやま暮らし体験事業の平成3年以降の平均利用件数は17件、平均利用者数は35人、平均宿泊日数は197日となっている。暮らし体験からの空き家バンクの利用は、直接的には大きく関与していないとのことであります。

次に、ターゲットにしている移住者を想定しているかに対しては、若者層をターゲットにPR活動をし、子育て支援策や住宅取得助成を実施してきたが、実際には50から70代の移住割合が多いとのことであります。

次に、定住に関する子育て支援策で効果的と思われる施策に対しては、18歳まで医療費の無償化、妊婦の方のタクシー代の助成等を実施しているが、ほかの自治体のサービスも手厚くなっており、移住の決め手になっているかは検証していないとのことであります。

次に、移住コーディネーターの取組や実績、苦心されたポイントに対しては、移住コーディネーターは平成28年から8年連続で会計年度任用職員を雇用している。移住・2地域居住を考えている方に限定した相談体制を整え、コロナ禍以降はオンライン等で相談に応じるための機器整備やスキルを構築することが必須となったとのことであります。

次に、栗山町に移住された方と地元住民との交流促進事業や移住後の相談体制に対しては、栗山町移住促進協議会が主催し、移住者交流会を年2回開催しているとのことであります。

次に、若者が定着し移住してくれる町を目指す上で、何を重点的に推進を図るべきかに対しては、他の自治体と比較して優れたサービスの目玉が必要ではあるが、「栗山町で自分を生かせる人」という視点で推進しているとのことであります。

次に、進めるに当たって何が課題と思われるかに対しては、知名度がないということはイメージが湧かないので、栗山町を見てもらう、来てもらう、知ってもらうための創意工夫が必要であるとのことであります。

次に、今後、新たに取り組みたい施策等はあるかに対しては、関係人口の可視化と2地域居住などの多様な居住の提供、栗山町の知名度アップに向けた取組とのことであります。

以上で、委員会報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書27ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（前崎） 産業常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和7年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1の委員会の開催状況ですけれども、（1）、開催日は、令和7年11月5日水曜日から6日までであります。

（2）、開催場所は、小清水町と網走市であります。

（3）番以下については、記載のとおりであります。

2番目の行政視察の内容であります。

小清水町の公共複合施設における商業振興について視察をしてございます。

小清水町の防災拠点型複合庁舎（ワタシノ）の調査の概要でありますけれども、旧小清水町庁舎は、昭和37年に建築され、老朽化に伴う耐震不足が顕著になり、加えて平成30年の胆振東部地震で43時間のブラックアウトで庁舎改築の検討を始めたというものであります。

改築に際しては、町の活性化、にぎわいの創出、コミュニティ・地域の絆の再生をコンセプトとしております。

令和元年から鳥取県伯耆町や名古屋JRタワー内のルネサンスジムなど現地視察をし、令和3年にNPO法人「にぎわい空間運営組織協議会」を設立し、協議を進めております。防災拠点型複合庁舎は、行政としての業務を担う「庁舎ゾーン」と町民が気軽に足を運びコミュニティが生まれる場所となるよう「にぎわいゾーン」を併設した複合庁舎としております。災害発生時には防災の拠点、一時避難所の機能を持たせる複合施設としております。

庁舎ゾーンでありますけれども、地下1階がバス待合室など、1階が執務スペース、2階が議会

棟と執務スペースとなっています。にぎわいゾーンについては、にぎわい広場、カフェ、コインランドリー、フィットネスジム、ボルダリングゾーン、商工会のスペースとなっております。

2) の事業概要ですけれども、工期は令和2年4月から令和5年3月までの3か年間となっております。建築面積が2,524.4平米、延べ床面積が3,949.4平米となっております。

3) の事業費用でありますけれども、総事業費が29億3,966万円、内訳はそれぞれ記載のとおりであります。

4) の事業の充当財源であります。市町村役場機能緊急保全事業債14億2,720万円、過疎対策事業債7億4,090万円、地熱井掘削支援事業北海道補助金が5,000万円、基金が5億9,873万円、一般財源が1億2,283万円、合わせて29億3,966万円となっております。

委員からの主な質疑であります。

カフェ「moimoi」でのコーヒー等の提供にて、町内同業者との競合などはあったのか、また、1日当たりの平均利用者数は何人か。説明としては、町内に猫カフェがあるが、コンセプトカフェとのことであり、お互いに共存しているところである。1日の平均利用者数は28名である。

委員から、フィットネスジムの器具の導入費の財源の内訳はどうなっているか。また、利用者数や利用者の年齢区分はどのようになっているか。説明として、器具の導入費については、総額2,100万円かかり、財源については令和4年度の地方創生交付金である「デジタル田園都市国家構想交付金」として約半分の1,062万8,000円を充てており、残り半分の1,062万9,000円はもともと積んでいた「ふるさと事業基金繰入金」を充てている。利用者数等については、町民の方が119名（うちシニアの方が24名）、町外の方が54名、中学生の方が2名、法人の方も32名となっているとのことであります。

委員から、防災拠点型複合庁舎の事業費について、庁舎及び設備に33億円を投じているが、町民へ説明をする際、反対等はなかったのか。また、起債等の償還計画はどのようになっているのか。説明として、町内各地区での住民説明会を開催し、庁舎整備の必要性とフェーズフリーの考え方を丁寧に説明し、おおむね理解を得られた。年間償還額は、前半は5年間は約6,500万円となっており、その後は約5,400万円になっていく予定である。

委員から、「にぎわいひろば」の各施設の運営に対する町の指定管理料などの財政負担の関わり方は。説明として、指定管理料は年間170万円となっており、基本的に「民間事業として利益を出す」設計としている。

委員から、町内の住民の方々の反応や商業振興を図る上で実感されている効果と今後の課題として考えられることは。説明として、平素から町民の一定の利用はあるが、特に夏休み、冬休みは子どもたちが大勢集まり、にぎわっている。また、ふだん来庁しない新しい人の輪が期待できる。

委員から、地域おこし協力隊の地域活性化起業人をどう活用しているか。説明として、ルネサンス社から人材を派遣してもらい、プログラム品質の維持向上、会員管理、運営ノウハウを協力隊員にレクチャーしている。体制は、地域おこし協力隊が6名、ほか企業人材等が3名の9名で運営している。

委員から、DXの取組と職員の民間研修について具体的にどうなっているか。説明として、小清

水町では複数の企業とDX連携を進めており、テレビ局などに職員を派遣し、民間企業のスピード感を学んでいる。民間のスピードに行政側が合わせていくことが今後の官民連携を進める上で不可欠と認識をしている。

次、(2)のふるさと納税返礼品による産業振興についてであります。

網走市です。人口が3万960人となっています。

網走市の産業全体の概要について、令和5年度の統計からの数値でありますけれども、1)の農業でありますけれども、総生産額が378億8,000万円で、農産生産額が115億5,000万円、畜産生産額が263億3,000万円となっております。

2)の漁業でありますけれども、漁業生産額は135億6,000万円、内水面生産額は3億6,000万円、加工品の生産額が133億5,000万円となっております。

次、3)、商工業でありますけれども、商品の販売額が619億4,000万円、工業製造出荷額が517億8,000万円となっています。

4)、観光客数ですけれども、令和5年度は144万2,000人、うち宿泊者数は36万8,000人となっています。そのほか、スポーツ合宿で陸上競技、ラグビー、女子サッカーなどの56団体、911人の実績があります。

次、5)のふるさと納税の寄附金額であります。令和6年度につきましては、件数が9万2,202件、金額が21億655万円となっております。令和2年度の件数7万466件、19億4,516万円、おおむね20億円前後で寄附金額を収入として見込んでおります。

次、6)、令和6年度のカテゴリー別ランキングであります。1番目がカニ(毛ガニ、本タラバガニ)でありますけれども、36.6%、2番目が貝類(ホタテ、シジミ等)で32.7%、このカニと貝類で全体の7割近くを占めております。3番目が菓子、スイーツで12.2%、定期便、セット品が10%となって、以下記載のとおりであります。

次、7)、令和6年度の返礼品人気ランキングであります。1番目のホタテ貝柱、これが1万3,884件で1億8,047万7,000円、単価1件当たりが1万3,000円となっています。2番目がカップソフトクリーム9,825件、1億1,790万円、単価が1万2,000円となっています。3番目の毛ガニ2尾入りと4番目の3尾入り、それぞれ2,572件、1億1,316万8,000円、940件の6,204万円となっておりますけれども、8番目の本タラバガニの797件、4,012万2,000円のそれぞれの単価1件当たり、毛ガニが4万4,000円、3尾入りが6万6,000円、本タラバが5万340円、毛ガニ類の単価が高いということが全体の寄附金額を引き上げているという説明でありました。

委員からの主な質疑であります。

タラバガニやズワイガニ等の高額商品の取扱金額は幾らかということで、また、返礼品は輸入品も使用しているかの質疑に対し、説明としては、全体の取扱金額は5億8,255万7,000円であり、返礼品については網走産だけでなく道内産も使用している。輸入品はタラバガニ等一定数量をロシアから輸入しているが、本市で加工しているため返礼品として活用している。

委員から、返礼品の用意ができなかった場合はどのように対応しているか。同額となるよう代替品を用意して対応している。返金対応はしていないが、市側のミス等であれば返金対応をする可能

性がある。

委員から、ふるさと納税返礼品の取扱業者数の推移と返礼品取扱業者を支援する「網走市地場産品生産性向上設備整備事業」の詳細と活用状況、事業の実施効果はどのようになっているかに対し、説明は、ふるさと納税の返礼品取扱業者は50社から60社で推移している。令和5年度で新たに5社が認定され、9,600万円の取扱高があり、令和6年度では新たに3社が認定され、5,000万円の取扱高があった。

委員から、ホタテとカニの寄附件数に差がある理由はについて、説明として、ホタテは寄附しやすい価格帯であり、件数が多く、カニは高額寄附が中心であるため、件数が少ない。

委員から、返礼品として「トラベルクーポン」の対象施設数はどのようになっているかの問いに対して、説明は、「楽天トラベル」が21施設で対応している。「Yahoo!トラベル」も始めていきたいと考えている。

委員からの質疑です。毎年度20億円程度のふるさと納税寄附額があるが、ふるさと納税を担当している職員の人数はどうなっているか。この説明が、現状は専任職員が1名、兼務している職員が1名、会計年度任用職員が1名で、実質1.5から2名体制で行っている。返礼品の開拓は職員が事業所訪問して調整しているとのことであります。

以上で、産業常任委員会の委員会報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 令和7年第4回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

初めに、1点目の大雨被害による激甚災害の指定についてであります。

9月20日から21日にかけて北海道初の線状降水帯が発生し、本町にも大きな被害がもたらされました。これらの災害復旧に当たりまして、このたび国の激甚災害の指定を受けられることが決定いたしました。これに伴い、災害復旧費の補助率が1割程度かさ上げされることや、早期復旧に向け災害査定事務の簡素化が図られることとなります。

今回、激甚災害の対象となる箇所は、音調津川及びルベシベツ川であります。復旧工事費につきましては、今後行われる国の災害査定で金額が確定いたしますので、決まり次第、補正予算の提案をさせていただきたいと思っております。

次に、2点目の火災の発生についてであります。

令和7年第5回臨時会以降、1件の火災が発生しておりますので、その発生状況について報告いたします。

10月31日金曜日午前6時頃、字野塚3線50番地におきまして、堆肥舎に積み上げて保管していた敷き料チップの一部を損傷するぼやが発生しております。出火原因につきましては、堆肥舎内で積み上げた状態で保管していた敷き料チップと言われる牛の寝床に敷く木材のチップが、蓄熱により高温となって自然発火したものであります。

この火災で消防職員10名、消防団員野塚分団員10名、常備非常備車両、計5台が出動し、同日午前9時00分に鎮火しております。

次に、3点目の第6次行政改革大綱の策定についてであります。

本町の行政改革につきましては、これまで5次にわたる大綱を策定し、効率的な行財政執行に取り組んできたところであります。

このたび、本町のまちづくりの指針となる「広尾町まちづくり推進総合計画」を推進するに当たり、将来を見据えた持続可能な行財政運営、さらに人口減少社会における新しい時代に対応したまちづくりを進めていくため、令和8年度から12年度までの5か年を計画期間とする第6次行政改革大綱を別添行政報告資料のとおり策定いたしましたので、報告いたします。

本大綱は、「人口減少社会における新しい時代に対応したまちへと変革する」を基本方針として、まちづくりに関わる人材育成をはじめとした4つの基本視点、32の具体的取組事項をもって、引き続き行政改革を推進する内容となっております。

お手元に配付しております資料の説明につきましては、これまでの議員協議会において説明しておりますので、本日は省略をさせていただきます。

なお、大綱42ページに記載をしております特別職給料の見直しについてであります。令和8年1月からの実施に向けて、特別職報酬等審議会において諮問し、ご審議をいただいたところ、改定すべきでないとの答申をいただいたことから、本定例会での条例改正の提案を見送ったところであります。令和8年度以降、改めて検討してまいりたいと考えております。

まちづくり計画を着実に推進するため、町民の皆様とともに、より一層の行政改革に取り組んでまいり所存でございますので、今後の取り進めに当たり、議員の皆様のご指導とご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、4点目の国民健康保険病院の診療体制についてであります。

令和8年4月1日付で内科医師1名の着任が決まりました。着任する医師は竹中芳子先生で、現在44歳、帯広第一病院で勤務をされております。平成24年4月から令和2年8月まで本町国保病院で勤務されておりましたが、再び地域医療へ貢献したいとの思いから、かねてより協議を進めていたところ、本町へ戻っていただけることとなりました。

先生は、これまで帯広第一病院で総合診療領域において幅広い経験を積まれており、外来診療、病棟管理及び訪問診療のいずれにも即戦力として、本町において重要な課題となっている住み慣れた地域やご自宅で療養できる環境を維持するための在宅医療体制の強化に力を入れていただきます。さらに、本町が推進しております地域包括ケアシステムの構築と強化につきましても、医師としての立場から積極的に関わっていただきます。医療、看護、介護、福祉が連携し、地域全体で高齢者を支える仕組みをより実効的なものとするため、多職種との連携にも尽力していただく予定です。

竹中氏の着任により内科勤務医が4名体制となり、まちづくり推進総合計画で掲げられた常勤医の5名体制が確保され、町民の皆様の安心と医療提供体制の安定化に大きく寄与できるものと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、3日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時まで、または散会后2時間以内に具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 承認第4号

1、議長（堀田） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

議案1ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分の件名は、令和7年度広尾町一般会計補正予算（第4号）であります。

2ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。先ほど申しあげました令和7年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてでありまして、別紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。令和7年9月発生の大規模災害により被災したルベシベツ川の災害関連工事について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和7年11月12日であります。

3ページの別紙、令和7年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億1,559万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものとなります。

4ページをお願いいたします。

歳入の21款1項町債の追加、歳出の7款2項道路橋りょう費の追加であります。

内容といたしましては、先ほど申し上げましたとおりでありまして、本年9月に発生した大雨災害によりルベシベツ川において護岸の破損が新たに発見されたことに伴い、護岸を保護する改修工事を行うものとなります。さらなる被害の拡大を防ぐとともに、渇水期となる時期に施工することにより効率的に工事を進めていくことが可能となるため、早期に業務に着手する必要があることから、専決処分により予算を措置したものであります。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。承認方よろしくようお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第8 議案第80号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第80号 広尾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第80号 広尾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法第34条の16第1項及び同条第2項の規定に基づき、内閣府令で定める乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準に従い定め、またはこ

れを参酌する条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当室長より補足説明をいたさせます。

議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、補足説明させていただきます。

議案書7ページをお願いいたします。

条例の内容について説明させていただきます。

第1条は趣旨を定めるものでありまして、条例の根拠となる規定を明らかにしたものであります。

第2条及び次のページ、8ページの第3条は、設備運営基準の目的及び向上について定めたものでありまして、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されるよう基準を常に向上させることに努めるとするものであります。

第4条から10ページの第8条までは、乳児等通園支援事業者の運営及び設備について定めるものであります。

10ページの第9条及び第10条は、乳児等通園支援事業所の職員に関する規定を定めるものであります。

第11条は、ほかの社会福祉施設等と併せて設置するときについてを定めており、第12条及び11ページの第13条は、利用乳幼児に対して規定を定めるものであります。

第14条は衛生管理について、第15条は食事の提供を行うための設備について定めるものであります。

第16条は、重要事項に関する規定を定めるものであります。

12ページの第17条は乳児等通園支援事業所に備える帳簿について、第18条は秘密保持等について定めるものであります。

第19条は、苦情を受け付けるための窓口の設置について定めるものであります。

第20条は、乳児等通園支援事業の区分を定めるものでありまして、当該区分を一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とするものであります。

13ページの第21条から17ページの第24条までは、一般型乳児等通園支援事業の内容について、そして、第25条及び18ページの第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業について定めるものであります。

第27条は、記録作成その他について電磁的記録により行うことができると定めるものであります。

なお、本条例は、附則において公布の日から施行とするものであります。

次に、議案資料の1ページをお願いいたします。

1の背景と2の制度の目的になりますが、核家族化等が進み、保護者が育児を抱え込むことや育児中の保護者は制度のはざままで支援が受けにくくなっており、精神的、身体的にも追い込まれやす

い状況になっております。それらによる児童虐待、ストレスを防止、軽減することの一つの方法として、全ての子どもの権利としての保育を捉えるようになり、こども誰でも通園制度が来年の令和8年度から全国的に実施されることとなりました。

3の制度概要、国が示す概要になりますが、保護者の就労にかかわらず利用できるもので、対象は3歳未満の児童、利用時間は月10時間以内、主体は全市区町村、実施施設は保育所、認定こども園、幼稚園、あと、資料には記載しておりませんが、それ以外の主な施設として、子育て支援センター、家庭的保育事業所、小規模事業所、認可外の保育施設、それと児童発達支援センターもそうでありまして、それなどとなっております。

実施方法は、一般型と余裕活用型となっており、一般型は新たな定員を設けて新たに保育を行うものでありまして、余裕活用型は既存の施設で利用定員に達していない施設が定員の範囲内で受け入れるというものであります。

次のページ、2ページにつきましては、条文に記載しております施設基準と人員配置基準を記載しております。

最後になりますが、この制度を広尾町も来年度から開始することとなりますが、どのように広尾町が行うかの詳細につきましては、来年、令和8年の3月の定例議会で新たに条例制定したものをお示しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではありますが、提案理由の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第80号 広尾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第9 議案第81号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第81号 広尾町名誉町民条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第81号 広尾町名誉町民条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、名誉町民の資格要件として定めている本町での居住年数要件を撤廃し、本町の発展に著しく貢献された方を広く対象とするため、条例を改正したいとするものであります。

議案資料の3ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

第2条の資格要件の改正でありまして、改正前は本町に30年以上ないしは15年以上住所を有したことのある者との要件でありましたが、改正後は「町民又は町に特別縁の深い者で、広く社会文化の興隆又は町の行政、産業及び経済等の発展に寄与し、かつ、町民から郷土の誇りとして深く尊敬されている者」に改正したいとするものであります。

議案19ページにお戻りいただきまして、附則におきましては、本条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第81号 広尾町名誉町民条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第82号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第82号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第82号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員の期末手当支給率を改正するものであります。

議案資料4ページをお願いいたします。

条例改正における期末手当の比較であります。

改正の内容であります。年間支給率を100分の5引き上げる改正となっております。改正条例第1条で本年度の12月の期末手当支給率を100分の225から100分の230に引き上げるものであります。

また、第2条で令和8年度からの期末手当支給率を6月、12月ともに100分の227.5に改正するものであります。

備考欄であります。支給率を支給月数でお示ししております。

なお、次のページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

議案20ページにお戻りいただきまして、附則であります。

第1項において、本条例は公布の日から施行し、ただし書で第2条の規定は令和8年4月1日から施行したいとするもので、第2項で本年度の期末手当支給率につきましては、令和7年12月1日から適用したいとするものであります。

第3項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払いとみなすとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくご願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第82号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第83号

1、議長(堀田) 日程第11、議案第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、議案第82号と同様に、特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の期末手当支給率を改正するものであります。

議案資料6ページをお願いいたします。

条例改正における期末手当の比較であります。

改正の内容であります。年間支給率を100分の5引き上げる改正となっております。改正条例第1条で本年度の12月の期末手当支給率を100分の230から100分の235に引き上げるものであります。

また、第2条で令和8年度からの期末手当支給率を6月、12月ともに100分の232.5に改正するものであります。

備考欄であります。支給率を支給月数でお示ししております。

なお、次のページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

議案21ページにお戻りいただきまして、附則の関係であります。

第1項において、本条例は公布の日から施行し、ただし書で第2条の規定は令和8年4月1日から施行したいとするもので、第2項で本年度の期末手当支給率につきましては、令和7年12月1日から適用したいとするものであります。

第3項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第84号

1、議長(堀田) 日程第12、議案第84号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第84号 広尾町職員給与条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告に基づき、給料表及び各種手当に係る条文を改正するものであります。

改正内容につきましては、第1条で給料表、本年度の12月の期末勤勉手当支給率、宿日直手当支給額、及び通勤手当支給月額を4点を改正し、第2条で次年度以降の期末勤勉手当支給率、通勤手当支給要件、住居手当支給月額算定方法の3点を改正するものであります。

議案39ページをお願いいたします。

附則であります。

第1条において、本条例は公布の日から施行し、ただし書で、改正条例第2条の規定は令和8年4月1日から施行、第2項で、改正条例第1条の規定は令和7年4月1日から適用したいとするものであります。

また、第3項は、令和5年4月1日施行の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例におきまして、給与条例の改正に伴う経過措置として、条例施行後の給料表に定める職務の級における最高号俸を超える給料月額を受けていた職員の給料月額は、なお従前の例によることとしておりましたが、今回の給与条例改正により、改正後の給与表に定める職務の級における最高号俸の給料月額が従前の給料月額を超える場合、当該職員に最高号俸の給料月額を支給できるよう規定するものであります。

第4項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすとするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、議案第84号 広尾町職員給与条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案資料のほうでご説明申し上げますので、議案資料の8ページをお開き願います。

条例改正の概要であります。

初めに、1の給料表の改正についてであります。

(1)の行政職給料表につきましては、3点の改正となっております。

1点目のアであります。

公務員の人材確保・採用市場での競争率向上のため、初任給を大幅に引き上げるもので、大学卒で1万2,000円、高校卒で1万2,300円の引上げとなるものであります。

2点目のイであります。初任給の引上げを基に、若年層に重点を置きつつ、全職員を対象に全ての給料月額を引き上げるもので、その下、米印のとおり平均改正率につきましては3.3%となるものであります。

3点目のウであります。定年前再任用短時間勤務職員（再任用職）の基準給料月額につきまして、各級の改正額を踏まえ引上げを行うものでございます。

次に、(2)の医療職給料表であります。行政職給料表との均衡を基本とし、全ての給料月額を引き上げるものでございます。

なお、給料表の改正につきましては、令和7年4月1日に遡及適用し、支給済みの給料との差額を追って支給するものでございます。

次に、2の期末手当及び勤勉手当支給率の改正についてであります。

一般職、再任用職ともに期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給率を100分の5引き上げる改正でありまして、期末手当と勤勉手当、それぞれ100分の2.5ずつ均等に引き上げる改正となっております。

8ページの表でございます。

網かけの部分が改正後となっております。

一般職につきましては、改正条例第1条で本年度、令和7年度の12月の期末手当支給率を現行の100分の125から100分の127.5に、勤勉手当支給率を現行の100分の105から100分の107.5にそれぞれ引き上げ、改正条例の第2条で令和8年度からの6月と12月の期末手当支給率を100分の126.25に、勤勉手当支給率を100分の106.25に改めるものでございます。

その下、再任用職でございますが、改正条例第1条で本年度の12月の期末手当支給率を現行の100分の72.5から100分の75に、勤勉手当支給率を現行の100分の55から100分の57.5にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、改正条例第2条で令和8年度からの6月と12月の期末手当支給率を100分の73.75に、勤勉手当支給率を100分の56.25に改めるものでございます。

表の備考欄につきましては、支給率を支給月数でお示しをしております。

なお、第1条の改正につきましては、令和7年4月1日に遡及適用し、支給済みの手当との差額を追って支給し、第2条の改正につきましては、令和8年4月1日より施行するものでございます。

次に、9ページ、3の宿日直手当支給額の改正についてであります。

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえまして、勤務1回当たりの支給額を引き上げる改正となっております。

表に掲載してございますとおり、職種ごとの手当支給額を看護師等は7,400円から7,700円に、その他の職員につきましては4,400円から4,700円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、本改正につきましては、令和7年4月1日に遡及適用し、支給済みの手当との差額を追って支給するものでございます。

次に、4の通勤手当支給額の改正についてであります。

こちらにつきましては、3点の改正となっております。

1点目の(1)であります。自動車等の交通用具使用者に対する支給月額を、表に掲載しております距離区分ごとにそれぞれ引き上げるものでございます。

2点目、自動車等の交通用具使用者に対する支給月額の引上げを踏まえまして、(2)のとおり、交通機関利用者に対する運賃相当額の支給月額上限を1万9,500円から9万2,400円に引き上げるものでございます。

3点目の(3)であります。勤務箇所への通勤に伴いまして、自動車の駐車場等を利用し、その料金を支払う職員に対して、月額5,000円を上限とする手当を新設するものでございます。

なお、本改正により支給月額の上上げであります。なお、(1)と(2)につきましては、第1条での改正により令和7年4月1日に遡及適用し、支給済みの手当との差額を追って支給するものでございます。

また、(3)の駐車場の利用に係る手当の新設につきましては、第2条での改正により、令和8年4月1日から施行するものでございます。

最後に、5の住居手当支給月額算定方法の改正についてであります。

国、北海道及び十勝管内の町村の支給状況を踏まえまして、借家に係る住居手当支給月額算定方法を改正するものでございます。

下段の表でありますが、各家賃ごとの住居手当支給月額を例示してございます。改正によりまして、支給月額が引上げとなるほか、支給月額の上限が2万1,000円から2万7,000円に引上げとなるものでございます。

なお、本改正につきましては、令和8年4月1日より施行するものでございます。

次のページ、議案資料の10ページ以降に新旧対照表を、18ページ以降に各給料表の対比表を掲載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

6番、松田議員。

1、6番（松田） 2点ほどお聞きします。

8ページの1番の初任給を大幅に引き上げる改正の部分で、大卒は1万2,000円で、高卒は1万2,300円ということになっていますが、高卒のほうが300円多いということなのですけれども、どういったことでこういう数字というか、大卒のほうが多いのではないかと単純にちょっと思っただけなので、ご説明いただきたいなと思った部分と、あと、9ページの通勤手当の支給額の改正の3番のところ、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設という部分ですが、現在、本庁舎に通勤する部分に関するだけなのか、例えば職員の皆さんが出張等でいろんな駐車場を使われるときに、料金が発生した場合、職員の方が自腹を切って駐車場代金を払っているという現状がありますけれども、その辺に対しても使えるような内容になっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 1点目の給与月額の上昇の関係でございます。議案資料のほうの18ページをご覧くださいと思いますが、こちらにつきましては行政職の一般職給料表になってございます。高校卒業のほうと大卒というところですが、いわゆる高校卒業者のほうが給料月額の高級が低いという形になってございます。今回の人事院勧告におけます給料の改正につきましては、号俸数の低い部分につきまして改定率が高い、号俸数がちょっと上のほうに上がってきますと、それよりだんだん改定率が低いというような調整方法となっております。そういった関係から、高校卒業のほうが大学卒業より引上げ率の金額といたしましては若干高くなる、そういう形になってございます。

2点目の通勤手当に係る駐車場のほう手当の新設の関係でございます。こちらにつきましては、現状で本町、広尾町役場自体に通勤されている職員については該当するケースはないというふうにご考えてございます。該当するケースとして想定してございますのが、本町から例えば研修のために北海道十勝総合振興局であるとか、他団体に派遣する職員、そういった場合で出勤するに当たって駐車場を借り受ける必要がある職員、そういった場合に想定しているものでございます。ただ、予算につきましては、派遣先の団体で予算計上という形になるので、実際に本町の予算案自体には、こちらの部分、計上になることはないかというふうにご考えてはございますが、派遣するに当たっては、あくまでも派遣元の条例に基づいた手当が支給になるということをご踏まえまして、今回改正をさせていただいた経緯がございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第84号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第85号

1、議長(堀田) 日程第13、議案第85号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第85号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告に基づく職員の給与を引き上げる改正と均衡を図るため、給料表を改正するとともに、交通安全専任指導員の報酬額を見直し、改正するものであります。

議案資料の32ページをお願いいたします。

条例改正の概要であります。

初めに、1の給料表の改正についてであります。

会計年度任用職員の給料表につきましては、国家公務員行政職俸給表の(二)を基にしております。国と同様に給料表を改正し、任用時の基礎号俸を1級は1万1,900円、2級は1万2,600円、3級は1万900円引き上げるほか、全ての給料月額を引き上げるものであります。

会計年度任用職員が適用となる給料表の範囲内の平均改正率は4.4%であります。

次に、2の交通安全専任指導員の報酬額の改正についてです。

交通安全専任指導員は、歩行者等の事故防止のため、町内各所にて街頭指導に従事いただく会計年度任用職員であります。十勝管内の同職種の報酬額を踏まえ、業務1時間当たりの報酬額を「1,400円」から「1,500円」に引き上げるものであります。

なお、会計年度任用職員の期末勤勉手当、宿日直手当及び通勤手当につきましては、本条例におきまして広尾町職員給与条例を準用しており、さきの議案第84号におきまして、期末勤勉手当につきましては年間支給率を引き上げる改正を、宿日直手当及び通勤手当につきましては支給額を引き上げる改正をそれぞれお認めいただきましたので、資料下段及び次のページにお示しのとおり、職

員と同様の引上げとなるものであります。

また、議案資料34ページ以降に新旧対照表と各給料表の対比表がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

議案にお戻りをいただきまして、議案の45ページをお願いいたします。

附則の関係であります。

第1項におきまして、本条例は公布の日から施行し、ただし書で改正条例第2条の規定は令和8年4月1日から施行、第2項で改正後の給料表につきましては、職員と同様に令和7年4月1日から適用したいとするものであります

第3項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第85号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第86号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第86号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第86号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、育児休業法及び令和7年6月議会定例会において議決をいただき、部分休業に関する一

部改正を行った職員の育児休業等に関する条例との整合を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案資料の40ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

第16条第2項に規定しております職員の部分休業取得に係る子の年齢要件と、育児休業条例の一部改正により新設した第2号、部分休業で1日単位の取得が可能となったことに伴う文言整理を行うものであります。

議案にお戻りいただきまして、附則の関係であります。

本条例は、公布の日から施行し、改正育児休業条例の施行日であります令和7年10月1日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第86号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第87号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第87号 広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第87号 広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、令和7年

度末までに基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することとされ、本町において広尾町税の納期の特例に関する条例に基づく集合税方式の徴収ができなくなることから、単税方式に変更するため、関係する条例の一部改正等を行いたいとするものであります。議案47ページ中ほどの第1条で広尾町税条例の一部改正を、48ページの中ほどの第2条で広尾町都市計画税条例の一部改正をしたいとするものであります。

また、附則におきまして、第1条で施行期日を令和8年4月1日とし、第2条で広尾町税の納期の特例に関する条例を廃止したいとするものであります。

なお、詳細につきまして、担当課長から補足説明をいたさせます。
議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料でご説明いたします。

お手元の議案資料41ページをお願いいたします。

税条例及び都市計画税条例の一部改正の概要であります。

1つ目の改正の趣旨であります。

今回の一部改正につきましては、先ほど町長からも説明がありましたように、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、国民健康保険税を除く町税、森林環境税を含む住民税、固定資産税、軽自動車税、そして都市計画税の納期等について所要の改正を行い、あわせて現在運用する広尾町税の納期の特定に関する条例を廃止したいとするものであります。

2つ目以降は、改正の主な内容となっております。

2つ目の納付月と納付回数の変更、次のページ、3つ目の納税通知書及び納付書の変更につきましては、令和7年度までは集合税として3つの税を合わせて6月から12月までの7期に分けて納付いただいておりますが、令和8年度からは、森林環境税を含む住民税は従来どおりの7期に分けて、その下、固定資産税・都市計画税については、合わせた額を6月、8月、10月、12月の4期に分けて納付することとなり、送付される納税通知書等についても、森林環境税を含む住民税7期分と、固定資産税・都市計画税を合わせた納付額4期分についてそれぞれ発行されることとなります。

次に、資料43ページをお願いします。

4つ目の各納期に納める納付額の変更についてであります。

例として、個人住民税15万7,000円、固定資産税22万3,000円、都市計画税8万円、合計46万円の場合の各納付月における納付額を掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次のページをお願いします。

改正条例の第1条で改正する広尾町税条例の新旧対照表であります。

上から第40条の改正は、個人の町民税の納期を現行の3期から、現在実際に使用する納期の特例

に関する条例に規定する7期にしたいとするものであります。

第41条は、町民税の納税通知書について規定されておりまして、納期ごとの納付額に100円未満の端数がある場合、その端数を納期の最初もしくは最終の納期に合算できるよう、ただし書を加えるものであります。

次のページの第67条の改正は、固定資産税の納期を3期から地方税法に規定する4期に改めるものであります。

次のページ中段の第69条の改正は、固定資産税の納税通知書について、先ほどの町民税同様に100円未満の端数の処理についてただし書を加えるものであります。

次に、その下、第83条につきましては、軽自動車税の種別割の賦課期日及び納期について規定しており、納期を現在運用する納期の特例に関する条例に合わせた改正をするもので、「5月1日から同月31日」を「6月16日から同月30日」に改めるものであります。

次のページをお願いします。

改正条例第2条で改正する広尾町都市計画税条例の新旧対照表であります。

第5条は納期を規定しておりまして、固定資産税同様に3期から地方税法に規定する第4期に改めるものであります。

また、ただいまご説明申し上げたもののほか、文言等の整理を行っております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第87号 広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第88号～日程第17 議案第89号

1、議長（堀田） 日程第16、議案第88号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと日程第17、議案第89号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括議題としま

す。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第88号及び議案第89号の2件について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件につきましては、令和7年4月に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、関係法令が改正されたことに伴い、本町の関係条例において引用している箇所について所要の改正を行うものであります。

初めに、議案第88号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

議案資料の48ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

心身に有害な影響を与えるため、教育・保育給付認定子どもに対して職員が行ってはならない禁止行為として、「(幼保連携型認定子ども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定子ども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定子ども園法第27条の2第1項各号)」に掲げる行為が追加されるものであります。

次に、議案第89号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

議案資料の49ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

配置しなければならないとされる保育士について、地域限定保育士も保育士とみなすこととするものであります。

なお、本改正条例2件は、附則におきまして、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第88号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと議案第89号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第88号と議案第89号の2件を一括して討論、採決することに決しました。
お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第88号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと議案第89号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第90号

1、議長(堀田) 日程第18、議案第90号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第90号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本町の関係条例において引用している箇所について所要の改正を行うものであります。

議案資料の50ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

第17条において、家庭的保育事業者等は、乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部または一部を行わないことができるものであります。

また、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、附則におきまして公布の日から施行し、第17条の改正規定を除く改正規定につきましては、令和7年10月1日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第90号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第91号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第91号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第91号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、総務省消防庁が定める消防力の整備指針に基づき、消防団員の数について広尾町全体の人口減少及び津波浸水想定区域の変更などを踏まえ、地域の実情に応じて必要な数を算定し、広尾町消防団定員を現在の定数160人から定員120人にするほか、改正に伴う文言整理を行うものでございます。

議案資料53ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

なお、本改正条例は、附則におきまして令和8年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第91号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第92号

1、議長(堀田) 日程第20、議案第92号 広尾町まちづくり推進総合計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第92号 広尾町まちづくり推進総合計画の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第2項及び広尾町議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、広尾町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、広尾町まちづくり推進総合計画の基本計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

本町の第6次まちづくり推進総合計画は、令和3年度からスタートし、本年度で前期5年間で終了いたします。町の目指す将来像「海・山・川が織りなす、希望が灯るサンタランド・ひろお」の実現に向け、計画に基づき、各種施策を推進してきたところでありますが、この間、急速に進行する人口減少、高齢化やコロナ禍を経て社会の仕組みが大きく変わり、デジタル化や脱炭素化が国の重点的な施策として進められるなど、社会情勢は大きく変化しており、本町においても新たなまちづくりの課題が出てきている状況にあります。

まちづくり計画の期間は10年となっておりますが、刻々と変化する社会情勢に合った内容とするべく、令和8年度から計画期間の後期がスタートすることに合わせ、基本計画の見直しを行うものであります。

また、実施計画につきましても、後期5年分を新たに策定しております。計画の変更に当たりましては、本年6月24日に広尾町まちづくり推進計画委員会に諮問を行いまして、委員24人により計画変更案の審議をいただき、8月21日に答申をいただいたものです。その後、まちづくり意見公募や議会合同委員会などでご意見をいただきまして、最終的な変更案を取りまとめたものであります。

変更の内容であります。基本計画に記載している分野横断的な施策である重点プロジェクト、それぞれの施策における成果目標、目標達成のための具体的な方法、関連する公共施設、関係する

個別計画の各項目について、現在の取組状況などを踏まえて追加、修正を行っております。

主な変更内容としましては、各種施策における重点事業へ、家畜伝染病対策の強化、国立公園の景観活用や自然環境の保全啓発、定期コンテナ航路の利活用・推進、子育て世帯の負担軽減、広尾高校の魅力向上、DXや脱炭素化の推進などの項目を追加しております。

本町の重要課題であります人口減少をはじめ、防災や担い手不足など、課題や問題は山積しております。それらの課題解決に向け、本計画を着実に推進し、全ての世代が希望を持って住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

なお、11月7日の議会合同委員会以降における修正点等につきまして、担当課長から補足説明をさせていただきます。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） それでは、議案第92号 広尾町まちづくり推進総合計画の変更について補足説明をさせていただきます。

11月7日に行われました議会合同委員会以降に修正を行った部分についてご説明をいたします。

議案第92号の資料3、基本計画変更（案）の修正箇所一覧をお手元にご用意願います。

合同委員会での調査におけるご意見等を踏まえまして、修正を3か所行っております。

まず、1点目、資料上段、重点プロジェクトの1、広尾の魅力発信プロジェクトの推進方法の冒頭、修正前「事業化の際は」となっていたのを「事業化に向けては」というふうに変更しております。修正前の表記では事業化が決まってからという印象を受けるとのご意見がありまして、町としましては、事業を実施する前の段階から関係団体と協議を行う考えであることから、今回修正を行っております。

次に、2点目、資料の中段、基本目標2、政策の3、施策の①、健康づくりの推進の重点事業1、健康を管理する意識の向上を図るの取組内容につきまして、修正後の下2行の下線部のとおり、喫煙に関する内容を追加しております。また、特定健診プレゼント事業の後ろの「(ごみ袋)」の表記を削除しました。プレゼント事業の内容は今後変更する可能性がありますことから、修正を行ったものであります。

最後に、3点目、資料の下段、基本目標4、政策の1、施策①の防災・減災対策の充実の関連する公共施設の防災保管庫のうち、音調津定置番屋の後ろに「(高台)」と補足する内容を追加するものであります。

補足説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 今回の第6次まちづくり推進総合計画については、以前、議会としても要望しておりましたけれども、議会として、その中間的な内容について調査をするということで、それで11月7日に合同委員会という形式を取ってやりましたけれども、10時から始めて時間延長して6時半過ぎまで7時間余の審議時間を経て、多くの委員から活発な質疑、意見等が出されたところなのですけれども、今回見ますとこの3件だけの変更内容なのですけれども、11月7日の合同委員会における各委員のそれぞれの質疑等について、どういったまとめをして検証して、当然それぞれの部署においての内容も伴いますので、例えば関係課との協議ですとか、町全体の検証、そして加えて出された内容についての変更、そういった議論というのは、どういった形でなされたのか、ご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 今、前崎議員からありましたように、11月7日の合同委員会では委員の皆様から大変多くの意見をいただいたところであります。

その内容につきましては、多くの意見については事業内容の詳細ですとか、現在の状況などに関する確認が多かったという印象でございまして、委員会の場で修正に言及した部分については今回修正を行っております。

そのほかの意見につきましても、今回、修正箇所については企画課の担当のほうで案を作成して諮っておりますけれども、担当各課でも委員の皆様の意見を検討した結果、最終的にはこの3点のみの修正ということで、庁内合同委員会後の主管者会議を、書面でありますけれども、行いまして、内容については確認をしているところであります。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 今、7日の合同委員会の後にそれぞれ出された課題等について各課から検討して集約したということなのですけれども、それはいつ、どういった形で実施されたのか。これは数がありますので全部言うわけにいきませんけれども、例えば今回の資料1の38ページ、これは基本目標2の政策2で高齢者・障がい者福祉の充実という項目の中で、老人クラブの加入者数というのがあります。これ、現状では381人、中間目標、令和7年度で390人、最終が400人となっていますけれども、例えばこれも令和4年度332人に減って、令和6年には291人にまで減っています。だから、中間目標に対してこのとき既に100人減少している中で、最終目標400ということですから、目標はともあれ、中間目標のいわゆる現状の部分でこれだけ乖離しているということ指摘したのですけれども、一切直らないできていますね。この点について企画としてどういう協議をされたのか。

それと、例えば40ページの特別養護老人ホームについても指摘したのですけれども、1年ちょっと前に特老の待機者が17人であったものが、この合同委員会のときは39人いるということ、40人近くいるという説明だったのですけれども、20人以上待機者が増えているという現状ですよね。見直し後の中身を見ますと「施設の維持管理を適切に行い、利用者の安全を確保する」とだけしか書いていないのですけれども、これは当然、当たり前のことなのですけれども、この待機者の解消の課題について今後後期の5年間どうするのかという、一切触れられていない。この辺を、やっぱり本町の今の高齢者社会の中において非常に重要な観点だと思うのです。その点についても欠如していますし、それから、次の57ページですけれども、これも何人かから指摘されていました高校教育への支援と交流の部分で、地元から広尾高校への進学率、これが中間目標では70%となっていますけれども、実際はこの4月、47%という形で、中間目標と大きく乖離をしているということでありま。そういった意味から、当然そういったことを課題として載せる部分ではないかなというふうに思いますけれども、これについても何も合同委員会で議論になったことが一切触れられていない。

それと、ちょっと戻りますけれども、10ページの例えば農業の振興というところがありますけれども、これは基本目標1の政策1の農業振興で、畜産系バイオマス関連施設整備の中で、現行ではそういった基数について目標を掲げていますけれども、後期はこれ、削除しているのです。たまたま2週間前の勝毎に出ていたのですけれども、鹿追町では2007年度にいわゆるふん尿のバイオマス発電を1基稼働して、2015年には2基目が稼働して……

1、議長（堀田） 前崎議員、一旦止めていただいていいですか。

1、10番（前崎） すみません。

鹿追町では、2基目として、2015年に稼働していきまして、1基目と2基目で約1日の家畜ふん尿処理量が300トン超となっていますけれども、今、3基目を計画しているのですね。これを2030年から運用開始ということなのですけれども、これで鹿追町全域を家畜ふん尿のバイオマスガスプラントで全町賄うという形で、その環境整備に力を入れているのですけれども、広尾町はそういったヨーネ病等の今いろんな課題があつて、現地ではなかなか難しいということなのですけれども、実際は4割ぐらい罹患している畜産農家がありますけれども、残っている部分ですとか、あるいは今、法人で複数のところでもバイオマスガス発電をやっていますけれども、そういったことも含めて一切触れておりません。

そういった議論が、先ほども言ったように7時間超かけて議論したものが今この3点だけということで、どこまでこの後期5か年間のまちづくり推進事業について町として役場職員全体がどういった議論をされてきているのか、どういった課題と向き合っているのか、そういったことが見えてきていないのですけれども、その点についてどのように考えているのか、説明をいただきたいと思。います。

1、議長（堀田） 及川副町長。

1、副町長（及川） それでは、今、幾つか意見を出されたのですけれども、この後期計画の見直しに当たりましては、合同委員会の前、今年度に入ってから作業を開始したのですけれども、その時点で成果目標も、数値も含めて、今、新しく発生した課題を受けて、どうするかというところを庁内でも各課において議論をしております。それを踏まえた上で原案というものを作成して進めてきたわけなのですけれども、合同委員会を踏まえての修正というのは、この3点に絞られたところではあるのですが、それ以前において、各課において議論というのは尽くされている部分はあるかと思えます。

それで、成果目標の数値につきましては、確かに現状低い数値のものもありまして、下方修正したのものもありますし、あるいは上方修正したものもあるのですけれども、目指すべき姿というか、形としては、そのまま現状維持でいこうということもありますし、例えば広尾高校の進学率については、今年度は低かったのですけれども、来年度以降、この目標を達成できる見込みがあるという判断でそのままにしたということもございます。

あと、農業のバイオマスの件なのですけれども、こちらもお承知のとおり、ヨーネ病だったり、広尾町独自のいろんな課題があって、集合型は断念したというご説明をさせていただいたのですけれども、こちら継続的事業のところ継続して調査研究を進めるという文言は残してございますので、また、こちら資源として活用するという部分は諦めずに関係団体とも協議してまいりたいと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） あまり長々とは話しませんが、現状をどう捉えるかによって、後期5か年間の目標数値も当然変わってくると思うのですね。今の話だと、現状維持の捉え方が空文化しているというか、そういう中で、目標に向かっていきたいということなのですから、目標は否定しませんけれども、現状の押さえ方がそういう認識では非常に危機感を感じないというのが率直な感想なのです。とりわけ、例えばさっきのバイオマスガスの部分でも見直し後の文章で、これ、調査研究をするというふうに書いているのですね。調査は必要ですけれども、研究は既に先進地で優秀な事例がいっぱいありますので、加えて個人、法人でもやっていますから、そういう見通しのないといえますか、何か意気込みが伝わってこない、そういう感じがするのですけれども、その点、これからも含めて5年間の大事な後期事業ですから、その辺を踏まえてもう一度お答えをいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 及川副町長。

1、副町長（及川） 各分野におきましては、個別計画というものをそれぞれ策定しておりますの

で、その個別計画の中でも数値目標を設定しているものもあります。なので、情勢の変化等に対応して、そういった目標値を変更する場合というのは、個別計画でも対応できるかと思っております。

バイオマスエネルギーについてなのですが、繰り返しになりますが、こちらは関係機関とも協議を重ねて、広尾町ではどういうことができるのかというのを今後5年間協議してまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第92号 広尾町まちづくり推進総合計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日3日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 0時07分